主 文 原判決を破棄する。 本件を原裁判所へ差戻す。 理 由

よつて被告人Bの控訴趣意に対する判断を為すまでもなく原判決は刑事訴訟法第 三百九十七条第一項第三百七十九条によりこれを破棄し、同法第四百条本文により 本件を原裁判所に差し戻すことにする。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 渡辺進)